

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 鹿屋市社会教育関係団体活性化事業の項補助要件の欄中「鹿屋市社会教育
関係団体補助金交付要領」を「鹿屋市社会教育関係団体活性化事業補助金交付要領」
に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。